

第 5 2 号 議 案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」を「平成 3 1 年度から令和 2 年度まで」に改め、同条第 1 号中「3 万 5 , 6 4 0 円」を「2 万 9 , 6 4 0 円」に改め、同条第 2 号中「5 万 1 , 3 6 0 円」を「4 万 5 , 4 8 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 万 9 , 2 8 0 円」を「5 万 7 , 3 6 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 1 2 条の規定は、平成 3 1 年度分からの保険料について適用し、平成 3 0 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。